

京都市告示第580号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年2月1日

京都市長 門川大作

道路の種類 一般国道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員	備考
162号	右京区京北下弓削町鳴滝16番地地先から 同区京北下中町下河原1番地地先まで	旧	A メートル 114.20	メートル 7.20 ~11.30	A及びBは、 関係図面で表示する敷地の区分をいう。
			B 140.90	7.30 ~15.80	
	新	A 114.20	7.20 ~11.30		

(建設局土木管理部道路明示課)